

## 新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

☎新型コロナウイルスコールセンター ☎050-5213-9423

(平日9時～18時、☎☎☎10時～16時)

### 追加接種(3回目)を受けたい人

接種券がなければ接種できません。届くまでお待ちください。

**対象** 新型コロナワクチンを2回接種した18歳以上の人

**接種時期** 原則、2回目接種から8か月を経過すると接種可能とされてきましたが、順次、接種間隔を前倒ししています。

令和4年2月1日以降 ●65歳以上の人(昭和32年4月1日以前生まれ)…7か月経過後

令和4年3月1日以降 ●65歳以上の人(昭和32年4月1日以前生まれ)…6か月経過後

●64歳以下の人(昭和32年4月2日以降生まれ)…7か月経過後

### 個別接種(2月1日☎から接種開始)

**予約方法** 受託医療機関ごとの予約方法は、接種券と同封するチラシまたは市ホームページをご覧ください。

### 集団接種(2月21日☎から接種開始) 武田/モデルナ社ワクチン

**実施日時** ☎☎☎☎☎の14時～18時 **場所** 総合保健センター(田向)

**予約方法** 予約専用電話☎86-1800(平日:9時～18時、☎☎☎:10時～16時)  
☎「八戸市コロナワクチン予約システム」を検索

### 初回接種(1、2回目接種)を受けたい人

1、2回目の接種を希望する人は、次の方法で接種ができます。

### 集団接種(2月26日☎から接種開始) 武田/モデルナ社ワクチン

**対象** 12歳以上の人

**実施日** 毎週☎ **場所** 総合保健センター(田向)

**予約方法** 予約専用電話☎050-5213-3104(平日:9時～18時、☎☎☎:10時～16時)

※2月9日以降、新たに12歳になる人には、接種券とともに接種可能な受託医療機関一覧を同封し発送しています。



## あおもり飲食店感染防止対策認証制度

県では、飲食店における感染防止対策の徹底を図り、誰もが安心して飲食店を利用できるよう認証制度を実施しており、飲食店事業者からの申請を受け付けています。また、認証取得や、より適切な感染防止対策のためにアクリル板などの設備を購入した場合には、補助を受けることができます。

☎公式ホームページ・郵送・FAXで ☎あおもり飲食店感染防止対策認証コールセンター  
☎050-5444-3599 ☎<https://aomori-ninsho.com>



公式  
ホーム  
ページ

# 住民税非課税世帯などに 臨時特別給付金を支給します

支給額

1世帯あたり **10万円** (受給は1世帯につき1回限り)

対象世帯

次の①または②に該当する世帯(子育て世帯への臨時特別給付金を受給した世帯含む)。ただし、住民税が課税されている人の被扶養者のみで構成される世帯を除きます。

①

令和3年12月10日時点で市の住民基本台帳に記載されている世帯であり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②

①以外の世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月以降の収入が大幅に減少し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

対象世帯へ送付した「確認書」を、**4月22日**までに返送

## 申請が必要です

申請書を市ホームページからダウンロード、必要な書類を添付し、**9月30日**までに、下記担当へ送付

※申請書は、市庁本館・別館1階案内、各市民サービスセンターなどでも配布しています。

### ●申請書送付先

〒031-8686 内丸一丁目1-1  
福祉政策課 臨時特別給付金担当 宛

制度に関するお問い合わせ **内閣府コールセンター ☎0120-526-145** 受付時間:9時~20時

申請手続きなどに関するお問い合わせ **福祉政策課 ☎43-9467**

受付時間:平日8時15分~17時

市ホームページ内で「住民税非課税 臨時特別給付金」を検索または右記QRコードから



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、  
郵送による申請をお願いします。

